

✿ 県内の他市町村で定期予防接種を希望される方へ✿ (任意予防接種は市外で接種の場合、費用助成の対象外です)

■ 接種前の申請：手続きには10日ほどかかります（郵便にかかる時間は除く）。

1 希望する医療機関が広域予防接種事業の対象であるかホームページなどで確認してください。

「愛知県広域予防接種事業」で検索してください。

[愛知県広域予防接種事業ホームページはコチラ](#)



2 予防接種を受けたい旨を医療機関へ連絡し、了承を得てください。

3 「予防接種連絡票・依頼書交付申請書」を記入し、豊橋市保健所保健医療企画課へ提出してください。

なお、年度末（3月31日）までに接種できるものを申請してください。

提出物：「予防接種連絡票・依頼書交付申請書」

該当の豊橋市内接種用の予診票が手元にある場合は、あわせて提出してください。

提出先：〒441-8539

愛知県豊橋市中野町字中原100番地

豊橋市保健所 保健医療企画課 予防接種担当 宛て

4 「連絡票」と「他市接種専用予診票」をお渡します。

※お手元に同じ予診票が複数枚（市内用と市外用）ある場合、二重接種を防ぐため不要な予診票を必ず破棄してください。

■ 接種：連絡票交付前に接種した場合や、接種日に豊橋市民でない場合は、全額自己負担となります。

1 「連絡票」・「市外接種用予診票」・母子健康手帳を持参し、申請した医療機関で接種してください。

※通常の豊橋市内接種用の予診票は使えません。

2 申請したが市外で接種しなかった予防接種がある場合は、保健医療企画課へ連絡をしてください。



この案内文は、お子さんの予防接種に関わるため、必ずご家族のみなさんで一度目を通してください。

（例）お母さんとお子さんが里帰りをしていて、お父さんが申請に来る場合、この案内文

は里帰り中のお母さんにも目を通してもらってください。

担当：豊橋市保健所 保健医療企画課 予防接種グループ

住所：〒441-8539

豊橋市中野町字中原100番地（ほいっぷ内）

電話：0532-39-9109